

事務連絡  
令和5年12月27日

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課

} 御中

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ  
内閣府地方創生推進室  
内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室

### 重点支援地方交付金の「給付支援サービス活用枠」の取扱い等について

「令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について（令和5年12月22日付け事務連絡（以下、「事務連絡」という。））においてお知らせしたとおり、デジタル庁では、住民・自治体双方において、給付の申請から給付までのプロセスが一气通貫でデジタル完結することで、迅速かつ効率的な給付が可能となるような給付支援サービスを構築しており、本サービスについては、令和6年2月半ばには、希望自治体に導入が可能となります。

本サービスの普及を図るため、今般重点支援地方交付金に「給付支援サービス活用枠」を創設し、希望市町村のうちデジタル庁において選考した市町村に対して本サービスの導入・初期費用を支援することとしています。その詳細については下記のとおりです。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### (1) 今後のスケジュールについて

##### ① 給付支援サービス利用の応募（デジタル庁）

給付支援サービスを利用される場合は、事務連絡の別添5「低所得者世帯支援給付 給付支援サービス説明資料」P.23の[アンケート回答フォーム](#)より、以下の期限までにご回答ください。

（給付支援サービスの利用に当たっては、一連の給付事業を通じた支給対象が1団体あたり約1,000件以上を目安と想定しています。）

●**回答期限：令和6年1月5日（金）18：00【厳守】**

##### ② 給付支援サービスの利用申込み（デジタル庁）

給付支援サービスの利用にあたっては、以下の手続きが必要となります。

・利用規約の同意

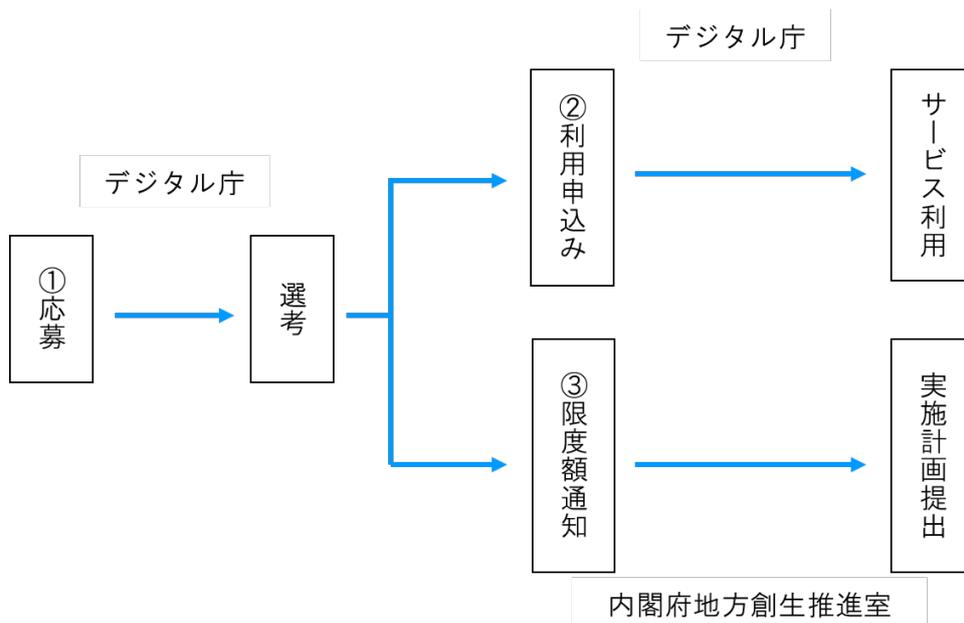
- ・ 給付支援サービス利用調達
- ・ サービス利用等契約の締結

③ 実施計画提出（内閣府地方創生推進室）

追ってお示しする交付限度額をもとに、重点支援地方交付金の令和5年度実施計画（給付支援サービス活用枠）について、以下の期限までにご提出をお願いします。

●提出期限：令和6年1月22日（月）12：00【厳守】

《※手続きの流れのイメージ》



(2) 交付限度額の考え方について

事務連絡の別紙1（6）給付支援サービス活用枠において、「給付支援サービスの活用の意向を基にデジタル庁において選考した市町村の交付限度額は、440万円を上限とする（ただし、自治体の利用見込みの状況などにより、変動することもあり得る）。※変動については、別途事務連絡において計算の基準を明示し、客観的な基準に基づいて計算を行うこととする。」としたところですが、これについて、以下のとおり定めさせていただきます。

●交付限度額が変動する場合の計算基準の算式を下記のとおりとします。

算式

$$\alpha \times 1,100,000 \text{ 円} + 2,200,000 \text{ 円}$$

算式の符号

$\alpha$ ：人口÷100,000人で得られた値について、小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げる。

<関係資料>

別添 低所得者世帯支援給付 給付支援サービス説明資料（令和5年12月22日付け事務連絡別添5）

【問合せ先】

（デジタルの積極活用に関する内容について）

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

給付支援サービス担当

e-mail : [benefitsaas@digital.go.jp](mailto:benefitsaas@digital.go.jp)

（予算執行に関する内容について）

内閣府地方創生推進室

e-mail : [e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp](mailto:e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp)

内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室

e-mail : [kyuhukin.all.b7s@cas.go.jp](mailto:kyuhukin.all.b7s@cas.go.jp)（制度の内容について）

e-mail : [kyuhukin.kodomo.n8a@cas.go.jp](mailto:kyuhukin.kodomo.n8a@cas.go.jp)（こども加算について）

※定額減税については所掌外になりますので、誠に申し訳ございませんがご回答いたしかねます。

以上